

## 監査役の役割と取締役の義務（2009年10月配布）

（作成：川村真文）

### 1. 監査役の役割

取締役の職務の執行を監査する（法381条）。

**監査**：業務執行の法令・定款違反または著しい不当性の有無をチェックし指摘すること。  
会計の監査を含む会社の業務全般の監査に及ぶ。

### 2. 取締役の義務

#### 2-1 一般的な義務

##### A 善管注意義務

取締役は、その職務を遂行するにつき、善良な管理者としての注意義務を負う。（法330条、民法644条）。

注意義務の水準は、その地位・状況にある者に通常期待される程度のものとされ、特に専門的能力を買われて取締役に選任された者については、期待される水準は高くなる。

##### B 経営判断の原則

経営判断原則（裁判所は経営判断には事後的に介入しないというルール）

「**企業の経営に関する判断**は不確実かつ流動的で複雑多様な諸要素を対象にした専門的、予備的、政策的な判断能力を必要とする総合的判断であり、また、企業活動は、利益獲得をその目的としているところから、一定のリスクが伴うものである。このような企業活動の中で取締役が萎縮することなく経営に専念するためには、その権限の範囲内で裁量権が認められるべきである。したがって、取締役の業務についての善管注意義務違反又は忠実義務違反の有無の判断に当たっては、取締役によって当該行為がなされた当時における会社の状況及び会社を取り巻く社会、経済、文化等の情勢の下において、当該会社の属する業界における通常の経営者の有すべき知見及び経験を基準として、**前提としての事実の認識に不注意な誤りがなつたか否か及びその事実に基づく行為の選択決定に不合理がなかつたか否か**という観点から、**当該行為をすることが著しく不合理と評価されるか否か**によるべきである。」（東京地裁H16.9.28）

①行為当時の状況に照らし合理的な情報収集・調査・検討等が行われたか。

②これを前提に、当該状況と取締役に要求される能力水準に照らして**不合理な判断**がなされなかったか。

法令違反はアウト。

##### C 監視義務

「株式会社の取締役会は会社の業務執行につき監査する地位にあるから、取締役会を構成する取締役は、会社に対し、**取締役会に上程された事柄**についてだけ監視するにとどまらず、**代表取締役の業務執行一般**につき、これを監視し、必要があれば、取締役会を自ら招

集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行われるようにする職務を有する」(最高裁昭和 48.5.22)

#### D リスク管理体制の構築義務

規模がある程度以上の会社になると、健全な会社経営のために会社が営む事業の規模・特性等に応じたリスク管理体制(内部統制システム)を整備する必要がある。

かかるリスク管理体制は、取締役会で決定する(法 362⑤④(6))。

- ① 取締役会の構成員として、また、代表取締役又は業務執行取締役として、**リスク管理体制を構築すべき義務**を負い、
- ② 代表取締役と業務執行取締役が**リスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務**を負う。

#### 内部統制システム

会社法施行規則が定める体制(規則 100)：

- ① 取締役の職務の執行に係る**情報の保存及び管理**に関する体制
- ② **損失の危険の管理**に関する規程その他の体制
- ③ 取締役の**職務の執行が効率的**に行われることを確保するための体制
- ④ 使用人の職務の執行が**法令及び定款に適合**することを確保するための体制
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る**企業集団における業務の適正を確保**するための体制

(監査役設置会社について、①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、②前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項、③取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、④その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

## 2-2 利益相反行為の規制

### A 競業取引

自己又は第三者のために**会社の事業の部類に属する取引**をする場合(法 356①(1))

←会社の取引先を奪うなど会社の利益を害するおそれ大きい。

- ① 取締役会の事前承認(法 356①(1)、365①)、事後報告(法 365②)
- ② 会社への損害賠償責任(法 423①②)
- ③ 取締役解任の正当事由(法 339)

### B 利益相反取引

直接取引(法 356①(2))：取締役が自ら当事者として(=自己のため)又は他人の代理人・代表者等として(=第三者のため)**会社と取引**をする場合(e x. 会社から財産を譲受け、

金銭の貸付を受け、会社に財産を譲渡する等)

間接取引（法 356①(3)）：会社が取締役の債権者に対して保証や債務引受をする場合等

- ① 取締役会の事前承認（法 356①(2)、365①）、事後報告（法 365②）
- ② 会社への損害賠償責任（法 423①②③）
- ③ 取締役解任の正当事由（法 339）

### 3. 会社に対する損害賠償責任

#### 3-1 任務懈怠

##### A 責任の内容

任務を怠ったときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（法 423①）。

##### B 損害額の推定

事前承認を得ずに競業取引をした場合は、それにより取締役等がえた利益の額は会社に生じた損害の額と推定される（法 423②）。

##### C 任務懈怠の推定

利益相反取引により会社に損害が生じた場合は、取締役等について任務懈怠が推定される（法 423③）。

##### D 無過失責任

自己のために利益相反取引の直接取引をした取締役の責任は無過失責任（法 428①）。

#### 3-2 利益供与

利益供与の場合に利益供与に関与した取締役も損害賠償責任を負う。

利益供与をした取締役は無過失責任（法 120④）。

#### 3-3 違法な剰余金分配

分配可能額を越えて剰余金分配がなされた場合には、分配された額を会社に支払う義務を負う。無過失を立証したときは、責任を免れる。

（法 462①②）

#### 3-4 責任を負う者

①その行為をした取締役自身であるが、②その行為が取締役会等の決議に基づいてされる場合には、その決議に賛成した者も、それについて任務懈怠がある場合には、同一の責任を負う。

利益相反取引の場合には、決議に賛成した取締役は、任務懈怠と推定される（法 423③）。

決議に参加した取締役等は議事録に異議をとどめておかないと決議に賛成したものと推定される（法 369⑤）。

#### 4. 第三者に対する損害賠償責任

(1)職務を行うについて悪意または重大な過失があった場合（法 429①）。

(2)特定の書類や登記・公告等に虚偽の記載・記録があった場合（①株式、新株予約権、社債・新株予約権付社債を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知または募集のための会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載・記録、②計算書類・事業報告・これらの付属明細書・臨時計算書類に記載・記録すべき重要な事項についての虚偽の記載・記録、③虚偽の登記、④虚偽の公告）には、その無過失を立証しないかぎり、責任を負う（法 429②）。

#### 5. 裁判事例

##### 5-1 蛇の目ミシン株主代表訴訟判決

###### 事案

いわゆる仕手筋として知られるAが大量に取得したB社の株式を暴力団の関連会社に売却するなどB社の取締役であるYらを強迫した場合においてAの要求に応じて巨額の金を融資することを提案し又はこれに同意したYらの責任が問われた事案。

###### 地裁・高裁

300億円の利益供与を行ったことについて、外形的には、忠実義務違反、善管注意義務違反があったが、Yらは、Aの行為をそのまま放置すれば、B社の優良会社としてのイメージが崩れ、会社そのものが崩壊すると考え、これを防ぐために利益供与をしたのであって、Yらがこのように判断したとしても、やむを得ないことであって、Yらに過失があったとはいえない。

###### 最高裁（H18.4.10 判決）

Yらの行為についてやむを得なかったものとして過失を否定することはできない旨判示し、旧商法266条1項5号の責任についての原審の判示は是認することができないとした。  
⇒差戻し審で、他の件も含め、583億6039万円の損害賠償が認められた。

##### 5-2 ダスキン株主代表訴訟判決

###### 大阪高裁（H18.6.9 判決）

食品販売会社が食品衛生法に違反する無認可添加物を含む「肉まん」の販売について、販売を継続した担当取締役2名について約53億円の、その他の当時の取締役および監査役合計11名について約5億6000万円から2億1000万円の損害賠償を命じた。

その事実を積極的には公表しない旨の方針を当然の前提として取締役会で了解した平取締役も善管注意義務違反となるとされた。

最高裁は平成20年2月12日上告棄却。